

保護預り規定

1. お預け品全部をお受取りのときは、下記の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。一部をお受取りのときは、当行所定の受取証に必要事項を記入し記名押印してこの証書とともに提出してください。
2. 下記の受取欄に使用された印影を届出の印鑑と照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. この証書や印章を失ったときは、または印章・名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. この証書を失った場合に届出後30日を経過し、かつ問題が生じないと当行が認めるときは、保証人1名の連署した当行所定の受取証により解約手続きをし、新たに証書は発行いたしません。
5. お預り品の償還当選などについて万一調査もれのため損害を生ずることがあっても当行はその責任を負いません。
6. 不可抗力によるお預り品の損害については、当行は賠償の責任を負いません。
7. お預り品を期限前にお受取の場合、一たん支払われた手数料は一切お返しいたしません。
8. 当初のお申込み期間満了の日まで特別の意思表示をしない限り引続き1年間継続されるものとし以後も同様とします。
9. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)